

各 位

会社名 サン 電 子 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 山口 正則
(コード番号 6736 東証 JASDAQ)
問合せ先 取 締 役 東 谷 浩 明
コーポレート本部長
電話 0587-55-2201

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員及び当社子会社の取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行すること、及び募集事項の決定を取締役に委任する議案を、平成26年6月25日開催予定の当社第43回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社の従業員及び当社子会社の取締役の当社に対する経営参画意識を高め、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図り、更に当社グループの連結業績の向上並びに企業価値の向上を図ることを目的として、当社従業員及び当社子会社の取締役に対し、金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の割当対象者

当社の従業員及び当社子会社の取締役といたします。

3. 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないもの（無償）といたします。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式300,000株を上限とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という）を次の算式により調整し（1株未満の端数は切り捨て）、当該時点で権利行使されていない新株予約権の合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し（1株未満の端数は切り捨て）、当該時点で行使されていない新株予約権を合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。

5. 新株予約権の総数

3,000個を上限とする。（新株予約権1個につき普通株式100株）

ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）において東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

- ① 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

- ② また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記計算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- ③ 新株予約権の割当日後に合併、会社分割、資本の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

7. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過するまでの範囲で設定する。

8. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りでない。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。
- ③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- ④ その他の条件については、本株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

9. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

10. 新株予約権の取得事由

当社は、いつでも新株予約権を買入れまたは無償で取得することができる。

(注) 新株予約権の具体的な発行及び割当ての内容は、上記について平成26年6月25日開催予定の、当社第43回定時株主総会において承認可決されることを条件とし、同株主総会後に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

以上